

7

青少年関係指導者一覧

名称	職務内容	所属機関・団体，総人員等
(1) 専門的な行政職員		
社会教育主事	社会教育を行う者に専門的，技術的な助言と指導を与える。	都道府県・市町村 2,677人 (平成23年10月現在)
農業者研修教育施設指導職員	農業者研修教育施設等において農村青少年を対象に研究教育の指導を行う。	道府県農業大学校 879人 (平成25年4月現在)
精神保健福祉相談員	精神保健及び精神障害者の福祉に関する相談に応じるとともに精神障害者及びその家族等を訪問して必要な指導を行う。	保健所・精神保健福祉センター・市区町村 1,579人 (平成24年3月末現在)
(2) 青少年健全育成施設等に勤務する専門職員等		
独立行政法人 国立青少年教育振興機構企画 指導専門職	同法人が設置する国立青少年教育施設(全国28箇所)を利用する青少年等の研修の指導に当たる。	127人 (平成23年10月現在)
公立青年の家指導職員	当該施設を利用する青年の研修計画についての指導・助言並びに研修生に対する生活指導及び研修指導に当たる。	県立，市町村立青年の家 493人 (平成23年10月現在)
公立少年自然の家指導職員	当該施設を利用する少年(義務教育諸学校の児童・生徒)の研修・研修計画についての指導・助言並びに研修生に対する生活指導及び研修指導に当たる。	県立，市町村立少年自然の家 796人 (平成23年10月現在)
公立児童文化センター指導職員	当該施設における児童に対しての科学的知識の普及や生活指導に当たる。	県立，市町村立児童文化センター 223人 (平成23年10月現在)
公民館主事	当該施設において，定期講座，討論会，講習会，講演会，展示会等の事業の実施に当たる。	公民館 13,988人 (平成23年10月現在)
司書	図書，記録その他の図書館資料の選択，整理，保管や利用，相談，参考資料の紹介等を行う。	図書館 16,923人 (平成23年10月現在)
学芸員	博物館資料の収集，保管，展示，調査研究その他これと関連する事業の実施等を行う。	博物館 4,396人 (平成23年10月現在)
児童の遊びを指導する者(児童厚生員)	児童に健康を増進し，又は情操を豊かにするための遊びを与え，集団的あるいは個人的に指導する。	児童館・児童遊園 10,197人 (平成23年10月1日現在) 放課後児童クラブ 66,550人 (平成25年5月1日現在)
児童福祉司	児童の保護その他児童の福祉に関する事項について相談に応じ，専門的技術に基づいて必要な指導を行う等児童の福祉の増進に努める。	児童相談所 2,771人 (平成25年4月1日現在)
児童指導員	保護者のいない児童，虐待されている児童，その他環境上養護を要する児童が入所する児童養護施設等において児童の生活指導を行う。	児童養護施設等児童福祉施設 12,213人 (平成23年10月1日現在)
保育士	保育所等において児童の保育に当たる。(常勤者数)	保育所 302,274人 (平成23年10月1日現在)
生徒指導主事(学校教師)	学校における生徒指導の計画の策定，個別指導の実施等に当たる。また，校内における生徒指導関係事務の処理に当たる。	中学校，高等学校 15,147人 (平成25年5月1日現在)
進路指導主事(学校教師)	生徒の職業選択の指導，その他の進路の指導に当たる。	中学校，高等学校 14,967人 (平成25年5月1日現在)
職業訓練指導員	公共職業能力開発施設及び認定職業訓練施設において，普通職業訓練等の指導に当たる。	公共職業能力開発施設 約4,000人 (平成24年度)
少年補導職員	少年相談，継続補導，被害少年の保護等を行う。	道府県警察本部，警察署 約900人 (平成25年4月1日現在)
保護観察官	非行少年や犯罪者の更生保護(保護観察，生活環境の調整等)及び犯罪予防活動等を行う。	地方更生保護委員会，保護観察所 1,362人 (平成26年4月1日現在)
少年院の法務教官	在院少年の矯正教育(生活指導，職業補導，教科教育，保健・体育の指導等)等に当たる。	少年院 2,218人 (平成26年3月末現在)
少年鑑別所の法務教官	在所少年の観護処遇(行動観察，生活指導，運動・レクリエーションの実施等)等に当たる。	少年鑑別所 825人 (平成26年3月末現在)
少年鑑別所の法務技官	非行少年の資質鑑別(収容鑑別，在宅鑑別，再鑑別等の関係機関からの依頼鑑別)及び少年の矯正に関する処遇指針の作成に当たる。	少年鑑別所 213人 (平成26年3月末現在)
児童自立支援専門員	児童自立支援施設において，児童の生活指導，その自立を支援する。	児童自立支援施設 867人 (平成23年10月1日現在)
児童生活支援員	児童自立支援施設において，児童の生活支援を行う。	児童自立支援施設 260人 (平成23年10月1日現在) ※ただし，保育士も含む。
(3) 企業等の指導者		
勤労青少年福祉推進者	事業場であって勤労青少年の職場適応を容易にするために必要な指導，レクリエーション等の事項を担当して福祉増進を推進する。	20歳未満の勤労青少年を20人以上雇用している事業場本社，支店，工場等の個々で1単位1事業場最低1人
(4) 行政機関等の委嘱する指導者		
児童委員(民生委員) (主任児童委員を含む)	児童及び妊産婦の保護，保健その他福祉に関し援助及び指導をするとともに，児童福祉司又は社会福祉主事の行う職務に協力する。	市町村 229,488人 (平成25年12月1日現在)
主任児童委員	地域において児童や妊産婦の福祉に関する相談・援助活動を主に担当し，児童相談所等の関係機関との連絡調整，区域を担当する児童委員に対する援助・協力等を行う。	市町村 21,197人 (平成25年12月1日現在)

名 称	職 務 内 容	所属機関・団体、総人員等
家庭相談員	家庭児童福祉に関する専門的技術を必要とする相談指導業務を行う。	都道府県・市 1,613人 (平成16年10月1日現在)
身体障害者相談員	身体に障害のある者の相談に応じ、更正のために必要な援助を行うとともに、身体障害者地域活動の推進、関係機関の業務に対する協力、身体に障害のある者に関する援助思想の普及等を行う。	都道府県・指定都市・中核市 8,330人 (平成25年4月1日現在)
知的障害者相談員	知的障害者の家庭における養育、生活等に関する相談に応じ、必要な指導助言を行うとともに、知的障害者の援護思想の普及に努める。	都道府県・指定都市・中核市 3,585人 (平成25年4月1日現在)
母子自立支援員	母子家庭及び寡婦を対象に家庭紛争、児童の養育、結婚、母子福祉貸付金及び寡婦福祉貸付金の貸付等の経済上の問題、就業、生業、住宅等の生活上の問題についての相談指導を行う。	都道府県・市・福祉事務所設置町村 1,601人 (平成23年3月末現在)
母子保健推進員	母性及び乳幼児の健康の保持増進のため、家庭訪問による母子保健事業の周知及び声かけ、健康診査や各種教室等への協力をはじめ、地域の実情に応じた独自の子育て支援及び健康増進のための啓発活動を行っている。	市町村
社会教育指導員	社会教育の特定分野についての直接指導、学習相談又は社会教育関係団体の育成等に当たる。	都道府県・市町村 3,559人 (平成23年10月現在)
スポーツ推進委員	市町村におけるスポーツの推進のため、スポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整並びに住民に対するスポーツの特技の指導、その他スポーツに関する指導・助言を行う。	市町村 41,800人 (平成23年10月現在)
社会教育委員	社会教育に関し教育委員会に助言するため、諸計画の立案や研究調査等を行うほか、特に市町村の社会教育委員会にあっては、当該市町村の教育委員会から委嘱を受けた青少年教育に関する特定事項について、社会教育関係団体、社会教育指導者その他の関係者に対して助言と指導を与える。	都道府県・市町村 686人 都道府県 19,586人 市町村 (平成23年10月現在)
指導農業者	自らの経営の実践を通じて、農村青少年の指導を行う。	道府県 9,554人 (平成25年3月末現在)
指導林家	自らの経営の実践を通じて、山村青少年の指導を行う。	都道府県 1,403人 (平成25年4月現在)
指導漁業者	自らの経営の実践を通じて、漁村青少年の指導を行う。	道府県 1,697人 (平成25年3月末現在)
青少年指導員・青少年相談員等	地域における青少年の健全育成のための助言・指導等の諸活動を行う。	都道府県・市町村
少年指導委員	少年の補導及び保護活動、風俗営業等に対する協力要請等少年の健全な育成に資するための活動を行う。	都道府県公安委員会 約6,600人 (平成26年4月1日現在)
少年補導員	少年の保護及び少年相談、街頭補導、有害環境浄化、地域社会の啓発等少年の非行防止と健全育成のための活動を行う。	都道府県警察 約52,000人 (平成26年4月1日現在)
少年警察協助力	非行集団に所属する少年について、その集団から離脱させ、非行を防止するための指導・相談等の活動を行う。	都道府県警察 約300人 (平成26年4月1日現在)
少年補導委員	街頭補導・継続補導、少年相談や補導少年の家庭・学校・現場への連絡及び専門機関への通告並びに環境浄化活動、広報活動等を行う。	青少年センター(708か所) 約61,000人 (平成26年1月現在)
保護司	保護観察官と協働して、保護観察、矯正施設被収容者の生活環境の調整及び犯罪予防活動等を行う。	保護観察所(886保護区) 約48,000人 (平成26年4月1日現在)
人権擁護委員	青少年を含め国民の基本的人権が侵犯されることのないよう自由人権思想の普及高揚に努め、また、その人権が侵犯された場合には、救済のため速やかに適切な処置をとる。	全国人権擁護委員連合会、 都道府県人権擁護委員連合会、 人権擁護委員協議会 14,252人 (平成26年1月1日現在)
(5) 民間の有志指導者 (ボランティア)		
青少年育成国民運動推進指導員	地域(市町村)の代表として青少年育成県民会議の構成員となり、青少年育成県民運動の企画に参加し、青少年育成国民運動推進員への情報提供、指導助言を行うとともに、青少年の実態把握と市町村への情報伝達に当たり、関係団体の活動に協力する。	35道府県 約9,600人 (平成26年1月現在)
青少年育成国民運動推進員	小地区(小学校区等)の代表として市町村や青少年育成市町村民会議の実施する青少年健全育成運動に参画するとともに、青少年育成国民運動推進指導員と連携を図りつつ、青少年育成県民会議の諸活動の推進に当たる。	37都府県 約52,000人 (平成26年1月現在)
更生保護女性会員	非行少年の更生への協力及び地域の犯罪予防活動を行う。	約173,000人 (平成26年4月1日現在)
BBS会員	非行少年等に対すともだち活動及び非行防止活動等を行う。	約4,500人 (平成26年4月1日現在)
篤志面接委員	受刑者や少年院在院者のために面接による助言指導等を行う。	1,643人 (平成25年12月31日現在)
教諭師	受刑者や少年院在院者の希望により宗教教諭を行う。	2,060人 (平成25年12月31日現在)